

労働者派遣法に基づく情報公開

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」法第 23 条 5

項、第 18 条の 2 第 3 項の定めにより、弊社では以下の情報の公開を行っております。

マージン率

マージン率の計算は下記の通りとなります。

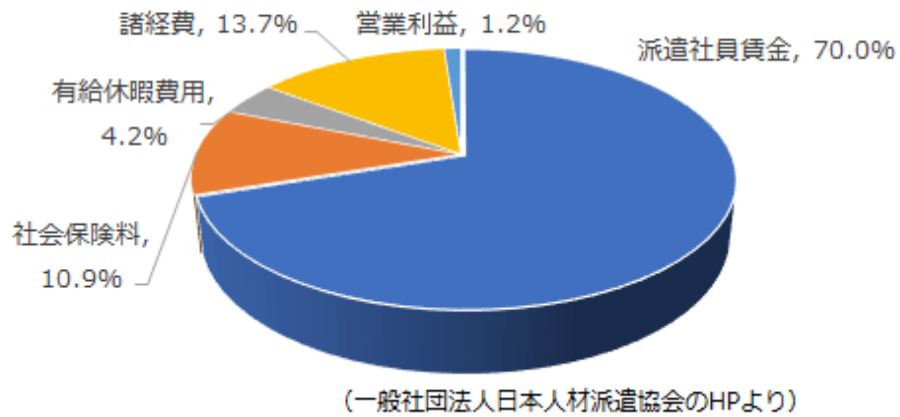
$$\text{マージン率} = (\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者賃金の平均額}) \div \text{派遣料金の平均額}$$

マージンには、派遣元事業者として会社負担する健康保険・厚生年金・雇用保険・労働保険の費用となる社会保険料、事業運営費として営業担当者の人件費や営業活動諸費用・オフィス賃貸料、福利厚生費、研修費等が含まれています。

派遣料金の仕組み

派遣会社によって多少違いはありますが、平均的に下図の内訳になっています。

派遣料金の平均内訳



(注) 派遣会社は、社会保険料・有給休暇費用・諸経費など、以下の費用を負担しています。

- 社会保険料の半分
- 派遣労働者の有給休暇分の賃金
- その他の会社運営費（営業費、教育費、福利厚生費、人件費、家賃、求人費用など）

弊社の派遣事業状況（2026 年 6 月 1 日現在）

派遣労働者の数	26
派遣先の数	11
派遣料金の平均額	32,500 円（1 日 8 時間）
派遣労働者の賃金の平均額	25,000 円（1 日 8 時間）
マージン率	23. 1%
労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の 労使協定の締結の有無と有効期間	締結有無：有 締結している協定対象者の範囲： ソフトウェア作成者、システムコンサルタント設計者 (2026 年 4 月 1 日～2027 年 3 月 31 日)
派遣労働者のキャリア形成支援制 度に関する事項	ビジネスマナー研修、言語・技術研修（JAVA、組込ソフト等）、資格取得支援等を実施しています。
福利厚生に関する事項	社会保険/有給休暇、特別休暇/健康診断

- 許可番号 派 13-306718